

○福岡県警察関係手数料事務取扱要領の制定について(通達)

平成12年3月31日

福岡県警察本部内訓第13号

本部長

この度、福岡県警察関係手数料事務取扱要領を次のとおり制定し、4月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、道路使用許可手数料の額等を定める規則第3条の運用について(昭和36年福警会内訓第2号、福警交内訓第5号)は、廃止する。

記

1 趣旨

この内訓は、福岡県警察関係手数料条例施行規則(平成12年福岡県公安委員会規則第9号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 道路使用許可申請手数料等の免除

(1) 規則第2条第1号関係

「労働組合」とは、労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを目的として組織する団体又はその連合団体をいう。

(2) 規則第2条第5号関係

「青少年健全育成団体等」とは、ボーイスカウト、ガールスカウト、子供会育成会、PTA等の青少年の健全な育成を目的とする団体及び青少年の健全な育成に協力する団体をいう。

(3) 規則第2条第6号関係

「交通安全、防犯又は防災を目的として設立された団体」とは、交通安全協会、防犯協会、暴力追放関係団体、防災協会、消防協会、消防団等の団体をいう。

(4) 規則第2条第7号関係

ア 「防犯灯」とは、犯罪の予防を目的とした照明施設をいい、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第2号に規定する街灯を含まないものとする。

イ 「掲示板」とは、地域の住民の氏名又は告知文書等を掲示する施設をいう。

ウ 「有線放送施設」とは、地域の住民に対して一定の用件を通知するための放送施設をいう。

(5) 規則第2条第8号関係

ア 「共同募金」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第112条に規定する共同募金であり、赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金をいう。

イ 「緑の募金」とは、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)第2条第2項に規定する緑の募金をいう。

ウ 「ユニセフ募金」とは、公益財団法人日本ユニセフ協会の国際協力事業であるユニセフ募金をいう。

エ 「その他の公益性の強い寄附金の募集」とは、大規模災害の被災者援助のために行われる寄附金の募集及び日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)第1条に規定する日本赤十字社の行う寄附金の募集をいう。

(平12本部内訓32・平20本部内訓51・平21本部内訓9・平25本部内訓13・本項一部改正)

3 事務取扱上の留意事項

所属長は、警察関係手数料の徴収に関する事務を取り扱う場合において疑義が生じたときは、その都度総務部会計課長又は当該警察関係手数料に係る許可等の事務を所掌する警察本部の課長に照会を行うものとする。